

市町村工事検査に関する相談窓口の設置（お知らせ）

1 目的

工事目的物の引き渡しには、工事検査において工事の完成を確認する必要があります。このように工事検査は、インフラ整備の最後の砦として、重要な役割を担っています。ついては、市町村の工事検査に対する支援及び工事目的物の品質確保を目的に「市町村工事検査に関する相談窓口」を設置しました。

2 相談受付対象

工事検査に関する相談を受付ける対象は、山形県内の市町村で、工事検査を担当している職員の方とします。

3 相談対象工事

工事検査に関する相談対象の工事は、土木、農村整備、森林土木、建築、電気・機械設備とします。

4 相談方法

相談方法は、電話、ファックス、電子メール（ファックス又は電子メールの場合は参考様式「市町村工事検査に関する相談依頼票」を利用）とします。

なお、面談による相談も対応します。

5 相談窓口

相談窓口 : 工事検査課

電話 : 023-630-3230（直通）

ファックス : 023-630-2537

電子メール : ykoji@pref.yamagata.jp（工事検査課代表メール）